

千葉市の化学物質対策に係る提言

(化学物質対策の必要性)

- 1 本市は、首都圏に位置する政令指定都市として多くの住宅地が形成され約100万人の市民が生活するとともに、活発な事業活動が営まれている。特に、臨海部には製鉄業などの大規模な工場が立地しているほか多数の中小企業が立地している。また、内陸部では農業や畜産業が営まれ、さらに、千葉県内各地に続く交通の起点としてJR等の鉄道や高速道路、国道等が整備されている。こうした社会経済活動を通じて多くの化学物質が利用され、その一部は環境中に排出されている。

このような化学物質の中には、その有害性（毒性、蓄積性、発がん性、変異原性など）により人の健康を脅かし、自然生態系のかく乱を引き起こすおそれのある性質を有するものが存在している。また、化学物質が環境中に排出され環境汚染を引き起こすと、その回復は非常に困難である。

本市においても、これまで主に事業活動に起因した硫黄酸化物や光化学オキシダント、ベンゼンなどによる大気汚染、有機塩素系化合物や硝酸・亜硝酸性窒素、六価クロムなどによる地下水・土壌汚染など様々な環境問題が生じている。

また、化学物質は製品として流通・消費される過程においても環境中に排出されるため、人や動植物が体内に取り込む可能性があり、化学物質過敏症等にみられるような症状が出るなど、市民の日常生活に密接に関係している。

化学物質対策は、このような問題を未然に防止し、現在よりもより将来の市民のために安全で安心して暮らせるまちづくりを進めていく上で重要であることから、環境行政においても的確に施策を講じる必要がある。

(関係機関等との連携)

- 2 化学物質対策として、大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの規制法や特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（PRT法）などの自主的取組を促進させる法律などの法令等が整備され、国や千葉県において精力的に対策が進められている。化学物質は原材料や製品など広域的に流通し利用されており、その影響も広域的に生ずるものと考えられることから、国や周辺地域の対策と整合を図ることが必要と考えられる。

このため、化学物質に係る関係部門はもとより国や県などの関係機関と連携し、地域に密着した行政として果たすべき役割を精査して施策を進める必要がある。

(化学物質対策の手段、施策)

- 3 化学物質は身近に多種多様なものが利用されているにもかかわらず、市民の多くは化学物質のリスク等を十分認識することなく利用している。今日の生活や事業活動は化学物質の利用無しに成立しないものと考えられ、さらに、自動車の排気ガスのように非意図的に生じてしまう化学物

質も存在している。このような状況において、リスクマネジメントの観点から、様々な手段を活用し、効率的、効果的に有害性のある化学物質の環境中への排出を可能な限り削減し、化学物質による環境リスクを低減していくよう、市民、事業者、市がそれぞれの役割に応じた取組みを進め、化学物質を上手に利用していく必要がある。このため化学物質対策の手段、施策として、次の点に配慮することが必要と考える。

- (1) 化学物質対策は、まず化学物質に対する認識を持ち、それぞれの物質に対する正しい使用方法を身につけ、環境中への排出の削減に努め、適正な廃棄を行なうことを基本として、さらに、環境リスクの少ない物質への転換、回収再利用など生活や事業活動全般を通じて環境リスクを低減させていくよう進めていく必要がある。
- (2) 国等による化学物質に関する科学的知見を注視し、人へのリスクが顕著である物質に対しては、個別に排出削減のための制度を整備する必要がある。
- (3) 多種多様な化学物質について総括的な適正管理対策を効率的かつ迅速に進めていくために、事業者や市民の自主的取組を促進させる必要がある。
- (4) 事業者や市民の自主的取組を促進させるため、化学物質の排出量や排出削減のための対策に関する情報の公開と共有を進めるとともに、化学物質のさまざまな特性、環境中での濃度状況、人や自然生態系への影響などに対する理解を深めるための施策が必要である。
- (5) 化学物質対策は、広域的に進める必要があるものと考えられることから、国が定める「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」や、千葉県が定める「千葉県化学物質環境管理指針」に基づき、事業者による化学物質等の自発的な管理の改善を進めることが適当と考える。

ただし、化学物質対策を進めていく中で新たな問題が生ずるなど、本市として独自の化学物質管理指針を作成することが必要となった場合には、改めて検討されたい。

(化学物質による環境リスク低減に向けた市民、事業者、市の役割)

- 4 化学物質による環境リスクを低減していくためには、化学物質に係る全ての関係者がそれぞれの立場に応じ、リスクの低減の必要性や対応方法について正しい認識を有し、行動することが重要であり、市民、事業者、市の役割として以下の点に配慮することが必要と考える。

(市民の役割)

- (1) 市民は、生活の中で様々な化学物質を利用し、また、大気や水質、食品等さまざまな媒体を通して化学物質に囲まれた生活をしている。このため、身の回りの化学物質について注意を払い、商品等の購入、利用、廃棄など生活の中で化学物質取扱者として適切な行動に心がけることが必要である。

このため、次の点に配慮することが必要と考える。

- 1) 身の回りの化学物質を認知すること
 - ・生活の中で利用されている化学物質について感じる。

- ・商品等のラベル表示を見る。
 - ・行政・市民団体・マスメディア等から情報を得る。
- 2) 身の回りの化学物質に関心をもつこと
- ・インターネットや図書館等を利用して自分で調べる。
 - ・企業や行政の説明会等に参加する。
- 3) 化学物質排出削減に向けて行動すること
- ・毎日の生活を見直し、化学物質の使用を控える。
 - ・環境リスクの少ない商品を選ぶ。
 - ・ごみの分別を徹底する。

(事業者の役割)

(2) 事業者は、事業活動に伴い多種多様の化学物質を多量に使用しており、周辺環境に影響を及ぼす可能性があることから、社会的責任の一つとして化学物質管理が重要な位置付けとなっており、この対応が適切でないと企業の存続が危ぶまれることとなる。このため化学物質を適正に管理し、環境中への排出削減等環境リスクの軽減に努めることが求められる。また、事業者が提供する商品等を介して化学物質を市民に直接的、間接的に提供している。さらに、商品や化学物質に対して豊富な情報を有する立場であり、利用者にとってこの情報を的確に伝えることが求められる。このため、次の点に配慮することが必要と考える。

- 1) 環境法令の遵守等
- ・大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の排出基準の遵守
 - ・地域の環境基準の達成等に向けた自主的な排出削減の実施（削減目標の設定、対策の評価）
 - ・環境管理体制の整備、従業員教育の実施
- 2) 化学物質の正しい使用、環境中への排出量の削減（国が定める「指定化学物質等取扱事業者が講ずべき第一種指定化学物質等及び第二種指定化学物質等の管理に係る措置に関する指針」及び千葉県が定める「千葉県化学物質環境管理指針」に基づく取組）
- ・化学物質の適正管理の促進（化学物質の適正な使用、排出量等の把握、管理体制の整備、有害性等の情報の収集・整理、通常作業時に加え修理時、輸送時、災害時、事故時等の管理体制の整備等）
 - ・環境リスクのより少ない代替物質への転換（環境影響を考慮した製品の開発、改良）
- 3) 情報の提供
- ・周辺住民とのリスクコミュニケーションの実施（工場見学、説明会、相談窓口の設置等）
 - ・化学物質に関する各種情報の公開（環境報告書、商品に関する情報、ラベル、ホームページ等）
- 4) 行政施策への協力

(市の役割)

(3) 市は、法令等に基づき施策を策定し実施する立場であり、地域における化学物質の実態把握等に努め施策の効果を評価しながら事業を見直し、効果的、効率的な施策を進めていく必要がある。

また、市民、事業者に対して中立的な立場で情報を提供することやリスクコミュニケーションの場を設定するなどコーディネータとしての役割が期待される。

事業者の指導にあたっては、事業者の特性等を鑑み、多量の化学物質を取り扱う事業者、多種類の化学物質を取り扱う事業者、化学物質に対する認識が十分でない事業者に配慮することが必要と考える。

このため、次の点に配慮することが必要と考える。

- 1) 現状の把握と評価
 - ・ 正確な情報収集（環境モニタリングの実施、化学物質排出実態の把握、有害性情報の把握）
 - ・ 市民の情報提供に対する的確な対応（測定、原因究明調査等）
 - ・ 市民意識の把握（意識調査等）
 - ・ 環境モニタリングデータの評価と原因究明調査
 - ・ 事業者の化学物質排出削減のための取組状況の把握、評価
 - ・ 重点的な対策が必要な化学物質の抽出
- 2) 情報の提供
 - ・ P R T Rデータ集計結果等の提供（ホームページ、環境白書、エコライフちば）
 - ・ 環境モニタリングデータ等の提供（ホームページ、環境白書）
 - ・ 化学物質使用・排出削減の啓発（環境フェスティバル、消費生活展、出前講座、パンフレット）
 - ・ 環境学習、環境教育（学習教材の提供、講師の派遣）
- 3) 事業者の指導
 - ・ 化学物質の排出削減等についての指導（重点的な対策が必要な化学物質に関する指導）
 - ・ 業界団体や関係機関等を活用した事業者指導（講習会、研修会、資料提供など）
 - ・ P R T R法の未届出事業者への指導
 - ・ 環境配慮事業所の公表等による適正管理の奨励、優良事業所の表彰
- 4) リスクコミュニケーションの推進
 - ・ リスクコミュニケーションの場の設定
 - ・ 相談窓口の設置とその広報

（化学物質に関する情報の活用方法）

- 5 化学物質の正しい理解を広く普及するために、化学物質に関する情報をさまざまな関係者が共有し、活用することが必要であり、そのために次の点に配慮することが必要と考える。

（1）環境教育への盛込み

化学物質の正しい理解を広く普及することが重要であることから、環境教育の一貫として化学物質対策を位置付け、人の成長に合わせそれぞれの知識レベルに応じ、情報提供等を実施すること。

特に学校教育では、通常の教科などを通して正しい化学物質の使用方法を身に付けていくことが重要であり、さらに資料の提供や新たな取組も活用し、教育機関と連携していくこと。

また、職場や地域社会での市民等による化学物質対策に関する学習を促進するため、学習会の開催や学習資料の提供、講師の派遣等に努めること。

（2）利用目的等に合わせた情報の提供

化学物質の人へのリスクは、個々の物質の有害性と、暴露量とが相まって生ずるものであり、リスクの解析などの業務にあたっては専門的かつ詳細なデータが求められる。一方で多くの市民には、化学物質の問題を身近な問題としてとらえ理解を深めるとともに、日常生活において適切に行動していくための参考となるような分かりやすい情報が求められる。

このため、化学物質の情報を提供するにあたっては、特にその利用目的や対象者に合わせ、

適切な情報の提供に努める必要があること。

(3) P R T Rデータの活用

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき開始されたP R T R制度により平成13年度分から届け出られている化学物質の排出量等のデータ（P R T Rデータ）は、有害性等が懸念される化学物質の排出実態が明らかにされる貴重なデータであり、政策判断の基礎的情報として活用するとともに、情報の公開と相まって事業者の排出量の削減を促進し、さらに市民が身近な化学物質の排出実態を知ることができるものと期待される。このため、P R T Rデータの公表にあたっては、適切な解説を付し市民に分かりやすい情報として提供するとともに、事業者等による排出量の削減意欲を引き出すような工夫が必要であること。

(4) 地域固有の情報発信

化学物質による環境リスクは人への暴露量により変化することから、大気中の濃度等地域の実態についての理解を共有することは重要である。また、市民や事業者の化学物質に対する当事者意識を高めるためには地域固有の情報を活用することが重要である。このため、環境モニタリングデータやP R T Rデータ、さらには化学物質に関する地域の施設の情報など、地域特性を含めた地域固有の情報の提供に努めること。

(5) 効果的な啓発活動の推進

化学物質をめぐるさまざまな問題は、市民にとって身近な問題であるにもかかわらず、難解で興味を持ちにくい問題と考えられる。このため、一層の信頼性の向上と分かりやすい情報の提供に努め、出前講座や公民館活動、各種イベント、情報紙など様々な機会を捉えて啓発活動に努めること、インターネットを活用し手軽に情報が入手できる環境の整備に努めること、さらに、インターネットの使い方など興味深い活動とリンクさせ化学物質に関する啓発活動を実施することが重要であること。

(6) リスクコミュニケーションの推進

化学物質取扱者が適切な配慮を行い、また、市民がその実状を認識したうえで適切な行動ができるようにするために、化学物質の利用実態や安全性、排出量、対策状況、環境濃度、市民感情などの情報を共有できるように努めることが必要であり、こうした取組が推進されるよう、市民、事業者など関係者がお互いの情報や意見を交換する場を設けるとともに、そうした活動を適切にコーディネートし、運営できる人材の活用や育成に配慮する必要があること。さらに、市民が手軽に化学物質に関する相談が行なえる環境を整備することが重要であることから、化学物質に関する相談窓口を設けその広報に努めること。

(化学物質対策の進行管理)

- 6 化学物質対策の進行管理として、究極の目標である環境基準などの達成維持状況を確認する必要がある。また、当面の施策について、重点的に進める施策を定めるとともに、施策の推進状況を反映する指標を置き、その達成水準を定めるなど、関係施策の的確な推進に努める必要がある。